

第36回すまいる愛知住宅賞 Q & A

<応募対象>

Q. 「住宅」とは。

A. この住宅賞においては、「人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分で、居住室のほか、台所、便所、浴室などを備え、独立した生活を営むことができるものをいいます。持ち家、賃貸の別は問いません。また、いわゆる別荘（週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅）やセカンドハウス（ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりする住宅など）も含めます。

Q. 店舗等と住宅が一体となった「併用住宅」も応募対象となるか。

A. 応募対象となります。ただし、住宅以外の用途から住宅や併用住宅への用途の変更を伴ったものは、設計者の責務において、建築基準法等関係法令に適合していることが確認されているものでなければ応募できません。なお、審査にあたっては、人や地域にゆとりと安らぎを与える工夫がなされている住宅であることが評価の対象となります。

Q. 複数の住宅を一作品として応募できるか。

A. 応募できるのは1作品につき1住宅です。

Q. 「一戸建て」「長屋建て」「共同建て」とは。

A. この住宅賞においては、「一戸建て」とは、1棟が1戸の住宅であるものをいいます。「長屋建て」とは、2戸以上の別々の住戸がそれぞれ独立した出入口を持ち、1棟に連結された住宅をいいます。「共同建て」とは、2戸以上の住戸が廊下、階段、広間等を共有する住宅をいいます。

Q. 「新築」「増築」とは。

A. この住宅賞においては、「新築」とは、住宅を新たに建築することをいいます。同じ敷地内に既に他の建築物が存在する場合にでも、新たに住宅を建築する場合は新築とみなします。「増築」とは、既存の住宅を建て増すことで、その床面積が増加するものをいいます。

Q. 「リフォーム」とは。

A. この住宅賞においては、増築、改築、模様替えなど居住環境の向上のために行う工事です。

Q. 「竣工」とは。

A. この住宅賞においては、建築工事がすべて完了し、確認申請対象工事では、完了検査済証の交付、それ以外では施主への引き渡しの時点とします。

Q. 近所に気に入った住宅があるが、応募できるか。

A. その住宅の建築に関与された者でなければ応募できません。

Q. 応募対象の住宅は空き家ではないか。

A. 応募対象の住宅は「現に居住している」ことを条件としていますので、空き家は応募できません。

Q. 一戸建ての分譲住宅（建売分譲）は応募できるか。

A. 応募は可能です。ただし、応募対象の住宅は「現に居住している」ことを条件としており、買主が転居前の物件や販売中の物件は応募できません。また、現地審査では内覧を含めた審査を行いますので、応募時点で、現地審査について居住者の了解が得られるかどうか分からないものは応募できません。

Q. 過去に応募した作品の再応募や、他賞への重複応募はできるか。

A. 過去に本賞を受賞していなければ応募可能です。他賞への重複応募は特段禁止していませんが、他賞の応募条件等はよくご確認ください。

<応募資格・応募条件>

Q. 住宅の建築に関与した者とは。

A. この住宅賞においては、建築主、住宅の所有者やそのご家族の方、住宅を設計された設計者、建築工事の請負人のほか、設計業務や建築工事への協力者をいいます。

Q. 同じ応募者が複数の作品に応募することができるか。

A. 応募条件を満たしたものであれば、同じ方が複数の作品をご応募いただくことは可能です。

Q. 建築基準法等関係法令に適合していることとはどういう意味か。

A. 建築に関する法令（建築基準法等関係法、都市計画法等）に適合していることが確認されているという意味です。特に、確認申請等の手続きを伴わないリフォームについては、設計者の責務において、その適合性についての確認が必要となります。

<応募提出作品>

Q. 作品を「A3判用紙の横使い」以外で提出できないか。

A. 審査条件の統一や、審査の公平性の問題等がありますので、必ずA3判の横使いで提出してください。A3（横／サイズ W420×H297mm）用紙2枚にプリントアウトしたものをA2スチールのフレームに入れて審査会場に提示し、審査委員が書類審査を行います。

Q. 作品に応募者名を記入してよいか。

A. 審査を公平に行うため、作品には「応募者」を含め「建築主」「設計者」「工事施工者」及びその関係者の名称は記入しないでください。また、受賞作品は展示やホームページ等で公開するため、個人が特定できるような表現もご遠慮ください。

<審査方法>

Q. 書類審査はどのように行うのか。

A. 書類審査は、会場に応募提出作品をA3横の用紙2枚にプリントアウトしたものをA2スチールのフレームに入れて審査会場に提示し、審査委員が自由に見て審査を行います。参加された応募者には、審査委員が作品の簡単な説明を求める場合があります。公開審査としていますので、どなたでもご覧いただくことができます。

Q. 書類審査には、応募者は必ず参加しなければならないか。

A. 自由参加であり、必ずしも参加する必要はありませんが、応募者には審査委員が作品の簡単な説明を求める場合があり、工夫した箇所等を直接審査委員に説明できる機会となります。

Q. 書類審査において、写真や動画等を用いた補足説明を行うことは可能か。

A. 審査を公平に行うため、御提出いただいたA3（横／サイズ W420×H297mm）用紙2枚を超えた外部情報を持ち込むことは不可能です。

Q. 書類審査に参加した方が受賞に有利か。

A. 参加の有無が入賞作品の決定に影響することはありません。あくまで応募された住宅が、人や地域にゆとりと安らぎを与えるようなやさしい空間づくりであるかどうかで入賞作品が決定されます。

Q. 現地審査はどのように行うのか。

A. 書類審査によって選出された住宅を、審査委員が実際に現地に赴いて審査します。審査は応募者立会いのもと、住宅の内覧を含め30分程度を予定しています。審査を行う順序は各住宅の所在地により決定します。

Q. 現地審査には、応募者は必ず参加しなければならないか。

A. 現地審査は、応募者の方にも立ち会っていただき、住宅に関する説明や審査委員との質疑応答など行っていただきます。

<賞・発表>

Q. 表彰対象となる「設計者」とは。

A. 「設計者」は、建築基準法で定められる設計者のことで、1級建築士、2級建築士または木造建築士の資格を有する者等、その者の責任において設計図面等を作成した者のことをいいます。

Q. 「設計者」が連名での受賞は可能か。

A. 「設計者」は、応募者や住宅の設計に関与した設計者からの申告に委ねられます。設計者が連名であれば、連名での受賞となります。

Q. 表彰式の詳細は。

A. 入賞者には、主催者から記念楯または賞状及び副賞を授与するほか、後援団体及び協賛団体から賞状を授与します。また表彰式後には、各受賞者の方から入賞された作品の紹介を行っていただきます。